

協力金早期支給対象要件確認フローチャート

京都府内の飲食店・遊興施設等を運営している企業・団体、個人事業主ですか？（対象施設コードはP 6を参照）

いいえ

はい

中小企業等（P 2を参照）ですか？

いいえ

はい

後日お知らせする本申請において、売上高方式で申請しますか？

いいえ

はい

これまでから京都府の要請に対して継続して協力いただいており、要請違反の事実はありませんか？

いいえ

はい

営業に必要な許認可等について、要請するすべての期間（令和3年9月13日から9月30日まで）に有効（更新予定を含む）な許可証をお持ちですか？

いいえ

はい

申請店舗について、令和3年2月8日以降の要請に対する協力金の受給実績がありますか？

いいえ

はい

対象施設について、要請日（令和3年9月9日）以前から、午後8時から翌朝午前5時までの時間帯に営業していましたか？

いいえ

対象施設について、要請日（令和3年9月9日）以前は酒類提供又はカラオケ設備の提供を行っていましたか？

いいえ

はい

時短要請（※）・休業要請への協力開始日から令和3年9月30日までの間、定休日等の店休日を除き、連続して京都府の時短要請（※）又は休業要請に協力いただけますか？
※酒類提供・カラオケ設備の提供をとりやめた上で、時短要請に応じることが必要です。

いいえ

時短要請・休業要請への協力日数が9日以上となる見込みですか？

いいえ

はい

はい

早期支給の申請はできません。

早期支給の申請が可能です。